

## 宿泊に係る留意事項

### 1 宿泊が認められる事由等

- (1) 大会の開会式又は大会要項に規定される公式練習日から出場する日の前日までの宿泊を補助対象とする。ただし、表彰等に該当する生徒が閉会式等への参加を必要とする場合に限り、その前日までの宿泊を含むことができるものとする。
- (2) 公共交通機関の利用時に限り、出発地を午前6時30分に出発しても大会の受付、大会要項に規定される公式練習への参加等が困難な場合の前泊を補助対象とする。
- (3) 大会会場が三重県、岐阜県、長野県又は静岡県の場合は、真にやむを得ない場合を除き補助対象外とする。

### 2 領収書の取得・保存

実績報告時に必要となるため、必ず取得し、保管してください。  
領収書がない場合、補助金は交付できません。

### 3 宿泊費の上限額

| 宿泊地                             | 上限額     |
|---------------------------------|---------|
| 東京                              | 21,000円 |
| 京都                              | 20,000円 |
| 千葉、兵庫、福岡                        | 17,000円 |
| 埼玉、神奈川、新潟、大阪                    | 16,000円 |
| 北海道、香川                          | 15,000円 |
| 岡山、広島、熊本                        | 14,000円 |
| 山梨、長野、岐阜、長崎                     | 13,000円 |
| 青森、宮城、群馬、静岡、三重、奈良、島根、愛媛、高知、沖縄   | 12,000円 |
| 秋田、茨城、栃木、富山、滋賀、和歌山、佐賀、大分、宮崎、鹿児島 | 11,000円 |
| 岩手、山形、石川、福井、徳島                  | 10,000円 |
| 福島、鳥取、山口                        | 9,000円  |